会 議 録

1 開会

2 諮問

(仮称)第2期共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン(素案)について、若林健康福祉局長から村井会長へ諮問を行った。

3 あいさつ

(飯窪委員、大滝委員、金澤委員、森谷委員) 新たに委嘱された4名の委員から自己紹介を行った。

【事務局】事務局から職員紹介を行った。

4 議題

(1)共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プランの進捗状況について

【事務局】共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プランの進捗状況について、 資料 1 資料 2 資料 3 資料 4 により説明。

(大滝委員)資料を読んでいてとても気になる活動を思い出した。相模原市と社会福祉法人相模原市社会福祉事業団が主催した映画会とトークイベントである。令和5年6月24日にあじさい会館で行われたイベントで、テーマが「地域で暮らすってどういうこと?」となっており、映画「くちづけ」を上映した。トークイベントの司会者は、当事者の桜美林大学の谷内先生で、とても期待していた。私自身、谷内先生には何度もお会いしており、先生が講師を務めた障害平等研修(Disability Equality Training:DET)を受けた事もある。

しかし、上映された映画は劇中に首をかしげるような場面もあり、最後は身につまされるような結末だった。どのような意図であの作品を選んだのか疑問である。 福祉啓発が目的だったら「来てくれた方の心がほかほかするようなイベントが良かった。」と、今も憤りに近い思いがある。

(村井会長)障害のある方々がしなやかに生き生きと暮らす元気な姿、そういったと

ころを大事にして欲しいという意見が出たがいかがか。

(鈴木委員)大滝委員の意見の中で、あの映画を選んだ理由について質問があったので、お答えする。先日実施した映画上映会とトークイベントの目的は、共生社会とは何なのか、障害のある方、障害のない方、全ての方が住み慣れた地域等で一緒に暮らすにはどうすればいいのか、どういう意識が必要なのか、そういったことを会場の皆さんと一緒に考えたいと、そういう趣旨で開催したイベントである。

映画の内容は、知的障害のある主人公が、当初地域のグループホームで生活していたが、そのグループホームがなくなることになり、主人公の父親が本人を支えることで生活していた中、その父親が体調を崩してしまい、余命幾ばくもないという状態となり、1人娘を残していくことはできないとの思いから、最後には最悪の選択をしてしまうという非常にショッキングな結末となっている。

しかし、実際に家族だけでその課題を抱え込んでしまったり、家族だけで解決しようとし、その結果として、悲劇が起きてしまうことがあるのではないか。こういう悲劇をなくすために地域にいる私達がどのような意識を持つべきか。そういうことを会場にいる方全員で考えるための題材として、この映画を選定した。この映画をハッピーエンドの結末にするにはどうすればいいのかとか、そういうことを映画の後のトークイベントの中でみんなで考えたいと、そういった趣旨で行ったものである。

(金澤委員)資料3は、資料4の内容を説明する資料となっており、主に実績が目標 (見込量)を達成した項目の説明がされているが、資料4を見ると、未達成の項目 も結構ある。達成した項目の説明も必要だと思うが、どちらかというと未達成の項目などについて、その状況など説明していただけるとわかりやすいと思った。

これは質問ではないので、全項目を説明して欲しいということではなく、達成できたもの、できなかったもののそれぞれ説明していただけるとわかりやすい。

【事務局】 資料4 については、単純な数値の集計となっており、結果の分析などはできておらず、委員の皆様にお示しすることができていない。今後、数値の分析等を行い、次期プランの策定にも活かしていきたい。

前回の協議会において、村井会長からPDCAサイクルをしっかり回して、達成できている項目は更にどう伸ばしていくか、未達成項目はどう見直していくのか、そういった分析をしっかり行っていくべきと意見をもらっている。事務局としては、その分析結果を委員の皆様に示して、意見をいただけるような会議資料づくりや協議会運営を行っていく。

(村井会長)資料3について、事務局から達成状況等の説明がされたが、「見込量を上回っている」という表現がいくつか出てきた。実質的には見込量ちょうどが最も相応しい状態であり、見込量を上回り過ぎても本来は、過剰予算投下とか過剰な資源の用意ということになるので、計画というものはなかなか難しいもので、見込量ちょうどが目標ということになる。見込量をたくさん上回っていればそれで良いということではない。見込量に応じて社会資源を整備するという形になるので、整備されてない状態で見込量を上回る実績があった時は、場合によっては、十分な資源がない中で、ニーズだけがあったという問題も出てくる。そのあたりも理解しておかなければならない。

また金澤委員からも意見があったが、現行プランをしっかり評価した上で、次期プランを作っていかなければならない。今後、皆様には特に達成が十分にいかなかったものについてはどうしていくか、また予定よりも非常にいい形で達成ができたものについては、そのノウハウやポイントがどうなっていたのかを確認しながら、時期プラン等に引き継いでいきたい。

(五十嵐委員)私の子が放課後等デイサービスや、児童発達支援センター等を利用している。資料4の7ページ目、児童発達支援の令和4年度実績(人/月)は1,011人、放課後等デイサービスの令和4年度実績(人/月)は2,180人となっており、2つを合わせると約3,000人になる。対して、資料4の8ページ目、障害児相談支援の令和4年度実績(人/月)は334人となっている。

基本的に障害児支援を受けるためのモニタリング等を行っている方が相談支援 の方と認識しているが、そうすると10分の1ぐらいの人数になっている。

相談支援を行っている事業所は限られており、ある程度規模が大きい団体は相談 支援を行っている印象だが、一方、相談支援員が手一杯で自分の事業所に入る方の 相談支援しかできないという話はよく耳にする。実際、親御さんがセルフプランを 立てているケースがたくさんある。

一見、障害児相談支援は令和4年度見込量に対して達成率88.1%とはなっているが、実際は受けたいけれど受け入れられてない方がかなりの数いるのではないかと推測する。実績が見込量に達していないから必要ないというよりは、実情が見えてないのではないかと感じた。

【事務局】障害者の相談支援について、五十嵐委員のご意見の通り、相模原市における障害児のセルフプラン率は高い数値となっている。市としても相談支援体制の強化が課題だと認識しており、相模原市障害者自立支援協議会においても、相談支援体制の強化について議論している。また、神奈川県全域においてもセルフプラン率は高くなっており、県全体でも取り組んでいる。

(2)相模原市障害福祉計画等策定基礎調査の結果について

【事務局】相模原市障害福祉計画等策定基礎調査の結果について、

資料 5 資料 6 資料 7 により説明。

(村井会長)この基礎調査報告書は相模原の現状を映した鏡でもあり、多くの方々の 意見が報告書に記載されている。是非一読して気付きをお寄せいただき、今後の審 議の参考資料として扱っていただければと思う。

例えば、相模原は障害のある方が暮らしやすいまちかという質問については、一般市民向けの質問と、障害のある当事者向けの質問をそれぞれの結果を見て、その二つの結果の解離性が、共生社会実現に向けて、何かずれるというものになるのではと思う。もちろん市民に向けた調査の回答の中に、障害のある人もいる可能性はあるが、当事者の方々とそうではない方々との間にずれがあるかどうか、あるとすればそのずれをどう埋めていくのかも非常に重要だと感じる。

障害のある方々の声を最優先に考えて検討していくことが重要だと感じた。先ほどの相談支援が十分に受け入れられてないのではないかという話も、こういったデータから実態が見えてくる可能性もある。

- (3)(仮称)第2期共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プランの策定について
- 【事務局】(仮称)第2期共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プランの策定 について、資料8により説明。
- (村井会長)いわゆる盛り込むべきテーマとか重点の柱の立て方などについて、何か 皆様からご意見はあるか。
- (安永委員)私は、相模原市権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会の委員を務めており、また、市の受任調整機関等でも活動している。資料8の10ページ目でいうと、重点的な取組の1番目(共生社会の実現に向けた障害等に関する理解促進)と2番目(重度の障害のある人の地域生活の支援)のところに関わってくるものである。

障害は、身体障害、知的障害、精神障害に分類されるが、特に精神障害と知的障害に関しては、後見・保佐・補助という後見人制度が、とても重要な位置付けになってくると思う。後見・保佐・補助というのは財産管理のみならず、身上保護では、

本人の意思決定の援助や、本人の代わりに意思決定をしたり、また本人の意思決定をサポートする役割があり、障害者のサポートということにおいては、重要な役割を担っているものだと思慮している。そこで成年後見について、どこまで重点的な取組事項に入れることができるのか、どのようなお考えなのか伺いたい。

【事務局】本市の地域福祉計画にも成年後見制度利用促進基本計画が包含されており、 安永委員は地域福祉推進協議会においても、貴重なご意見をいただいている。成年 後見制度の対象は、高齢者の方だけでなく、障害のある方も含まれていることを考 えると、成年後見制度の利用促進の要素は次期プランに入っていくべきだと思う が、重点的な取組事項として設定していくかについては、委員の皆様の意見を伺い ながら検討したい。

事務局としては、重点的な取組事項は広い意味合いを想定していたところがあり、その重点的な取組事項の中にそれぞれの個別事業が紐づいていくイメージを持っていた。成年後見制度の利用促進について、現行プランの重点的な取組事項に紐づくように表現するのか、新たに重点的な取組事項を増やして表現するのか、検討していく。

- (安永委員)検討を強く希望する。法律相談等を受けていると、障害のある方の家族から相談を受けることがあり、深い悩みを抱えていることが往々にしてある。その際には後見制度を紹介して法的援助につなげているが、弁護士会が成年後見制度の周知や啓発をやるにしても限界があると感じる。市においては、高齢者の成年後見制度の利用促進という取組は行っているので、それとリンクさせるような形で、障害者の方に対しても促進を行っていただきたい。
- 【事務局】重度の障害のある方が地域生活を営んでいくにあたっては、成年後見だけでなく、障害者差別解消も含めて、権利擁護は重要になってくる。重点的な取組事項でいえば、2番目の「重度の障害のある人の地域生活の支援」などに紐づくかたちで、プランに盛り込んでいく方向で考えている。
- (木村委員)<u>資料8</u>の10ページ目の「今後の方向性の例」に、障害者情報アクセシ ビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に伴う環境整備とあるが、手話言 語条例に関連する施策などを入れる考えはあるのか。
- 【事務局】ご意見いただいた手話言語条例ですが、神奈川県の条例である。市として も基本的には神奈川県の手話言語条例に基づいて事業を行っていく。

(村井会長)先ほど話題に出た権利擁護と相談支援体制の充実については、何らかの形でイメージしていかないといけない。相模原市障害者自立支援協議会の立場からも、相談支援体制の充実の必要性は気にかかる。また、自己決定支援、意思決定支援という中でも、権利擁護は非常に重視されているが、理想と現実にずれが出ているという問題が指摘されている。相模原市として、この部分を進めていく何らかの枠組みが必要ある。基本的な柱を組みかえるのか、それとも既存の柱の下に入れていくのかは、これから検討が必要だと思うが、その人らしい生活やその人らしい生き方を支援する枠組みが必要である。

(五十嵐委員) 資料8 の4ページ目、重点的な取組の説明があるが、2番目の重点的な取組「重度の障害のある人の地域生活の支援」の説明欄に、先ほど話があった、本人の意思を尊重した支援とある。自分自身の子に重度の知的障害があり、言葉がないため、意思を汲み取ることは非常に難しい。実際の療育現場等では、こちらの提示するものをわかってもらうことは進んでいるが、本人が本当にそれを欲しているのかというサポートはまだまだ進んでいないと感じる。文字にすると、本人に聞けば意思を確認したことになると思われがちだが、本当に本人が何を望んでいるのか汲み取ることは難しく、私自身も絵カードや、音声アプリ等を使って子と一緒に練習して、少しずつできるようになってきた経過がある。まず、本人の意思を汲み取るということがすごく難しいことを前提として、周りがサポートしないと自分の意思を表に出すこともできない方もたくさんいると思うので、まずは本人の意思を出せるような取り組みを行って欲しい。

また、4番目の重点的な取組「障害のある児童への一貫した支援」について、幼児期から小学校に上がる時の不安は大きく、支援がばっさりと切れてしまう印象がある。今までずっとお世話になっていた支援者の方も幼児期で終わりとなり、後は小学校となる。保育所等訪問支援もあるが、一時的なものだなと感じる。ライフステージが変わり目で本人も家族も不安が大きくなるので、具体的に取組等を提示して、本当に一貫した支援に繋がるようにしていけたらいいと思う。

(鈴木委員)<u>資料8</u>の10ページ、3番目の重点的な取組「福祉人材の確保とサービスの質の向上」について、現行プランにもこの文言の記載があるが、「福祉人材」と記載すると、狭く捉えられてしまう可能性があると感じた。もちろん、プランの中身を見れば私がこれから申し上げるようなことが入っているのは承知の上で、もう少し前面で出せないかという意見である。

社会福祉法人相模原市社会福祉事業団では医療的ケアも行っている関係から看護師職の職員も在籍している。そういった人も含めて障害福祉を支える人材となっており、多種な職種の方がいるので、そういうことが分かる表現にできないのか。

もう一点は、確保と「定着」という表現にできないか。実際、なかなか人材が定着 しないと感じる。

いずれの表現も本文に記載があることは重々承知しているが、もっと積極的に打ち出す意味でも、重点的な取組という表題に表現できればと思う。

- 【事務局】鈴木委員から「福祉人材」という表現や、確保・定着といった表現についてご意見があり、より目の付きやすい重点的な取組事項のような位置にある文言の表現を工夫できればという意見をいただいた。次回以降、重点的な取組等の一覧を提示する際には事務局で作った案に反映させたいと思う。
- 【事務局】次期障害者プランの名称について、配布している次第や資料では「第2期共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン」という名称を使用している。基礎調査結果を見てみると、「共にささえあい生きる社会」というキャッチコピーは約35%の人に認知されており、ある程度定着してきている。こういったことを踏まえて、次期障害者プランは現行プランの名称を継続して、「第2期共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン」としたいと考えている。他に候補などあれば次回以降でも結構なので、意見をお待ちしている。

次回の第3回の協議会は、次期障害者プランの素案を提示するとともに、重点的 な取組や成果目標、指標などについて議論できればと思う。

(村井会長)計画を作った際に、その期間の終わりの頃になって、評価をしなくてはならない時に、もともと指標を設定しておらず、後から指標を作らざるをえないということが起きる。基本的には計画策定時にどう評価するのかという評価の物差しである指標を一緒に開発して設定していくことが大変重要となる。計画を策定してそれから、その計画期間が終わった時に、計画が推進できたのかできなかったのか、充実したのか充実しなかったのかということを、何をもって評価するのかというと指標である。計画策定の責任として指標の設定は重要なことだと思う。こういう評価の仕方をすれば、客観的な評価ができるだろうとか。

基本的に、障害福祉計画においては数値の見込みを必ず出さなければならないので、そのことについてはある程度先ほどから何%とか何件というデータが出てきている。あわせて障害者計画においては、実は量的な評価だけではなくて質的な評価が重要であり、こういう状態になっていたら概ね成功である、概ね実現したといえるだろうというような。計画では、よく何とかの充実とか、何とかの推進とか、どうしても書かざるをえないものがある。ところが、何をもって充実したのか、何をもって推進したのかというところがどうしても弱くなってしまう。

これは事務局も悩んでいるところだと思うが、私たちも一緒に考えて、スローガ

ン的なものにしないようにしたい。例えば、地域福祉計画などでは、他の自治体では、5年後の姿が、何々がこういうことになっている状態っていうことを、目標値として掲げている。そのような数字で難しい場合には、どんな状態になっているのかを言語化するというのを目指していたりもする。是非とも我々としても、少しでもそういったものをお言葉にして、客観的な指標づくりを進めていきたいと思う。

5 その他

【事務局】前回の協議会で委員から質問のあった精神保健福祉手帳の取得者の増加に について、説明。

まず精神保健福祉手帳の所持者数の推移を、令和元年度から令和4年度までの期間で見てみると、令和元年度末が8,827人だったものが、令和4年度末には10,670人となっており、4年間で1,843人の増加、増加率では20.9%増加している。令和4年度末の所持者を年代別に見てみると、最も多いのが、50歳代で2,708人、次に40歳代で2,396人、次に30歳代で1,805人となっており、40歳以上の中高年世代で全体の約7割を占めている。

またこの4年間の推移を障害等級別に見てみると、1級の所持者数は568人の増加、2級の所持者数は1,548人増加している一方、3級の所持者数は273人減少しており、手帳所持者の重症化が推察される。この傾向については、どの年代を見ても概ね同様の傾向となっている。

また手帳の新規取得者を疾患別に見てみると、一番多いのが、気分障害、いわゆる鬱病、次に統合失調症、統合失調症と同じような統合失調型障害、または妄想精障害、次に、心理的発達の障害という順になっている。年代別に見てみると、19歳以下では、心理的発達の障害、小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害、特定不能の精神障害の取得が多くなっている。また20歳以降は、統合失調症、気分障害、神経症性の障害、ストレス関連障害、身体表現性障害が大きな割合を占めている。70歳以上の高齢の方は、症状性を含む器質性精神障害、脳疾患、そういったものが起因して、精神障害を発症するケースが約半数になっている。

(村井会長)私の方から、事務局と委員の皆様に確認をしたいことがある。障害者プランの中や、様々な場面で「共生社会」という言葉がたくさん出てくる。ところが、実は共生社会とはどんな社会なのかという具体的な像、認識が共有できているかどうかといったところを気にしている。実は地域共生社会という言葉と共生社会という言葉は、全然違う定義になっており、1980年代から共生社会は使われてきたが、一方、1億総活躍プランで、本格的に出てきた地域共生社会はどちらかという

と高齢者の部分が強めに出ている内容である。改めて共生という言葉も、実は生物学的に言えば、共生は捕食関係、相利関係、共存関係や依存関係などいろいろあり、それに社会がつくと、一体どういうことなのか。私たちが目指す共生社会、もっと言うならば相模原市が実現させたい共生社会というのはどういうものなのか。少なくとも共生社会という言葉について、認識のずれが無いようにしていく必要があると考えている。そんなことは常識だという話だったら良いですが、意外に難しい案件であるので、何らかの資料で共通認識ができたら良いと思う。

(金澤委員)今回初めて参加させていただいたが、2時間と限られた時間の中でいろいると説明や発言があったが、約20名の方が参加していて、実際に発言されている方は半分くらいで、もう半分は発言されていない状況である。私は仕事柄、国の審議会などをウォッチしたりするが、そういった会議では、ある分野については、その分野に明るい委員が論点に基づいて発言したりしている。本協議会も様々な分野から委員の皆さんが選出されている会議なので、各委員の専門的な意見などをもう少し吸い上げるような工夫が必要だと感じた。

もう一点は、先ほどの話と関連してくるが、やはりこれだけのいろんな方々が委員として参加して一緒に計画を作り、例えば合理的配慮を啓発していくにしても、「普及啓発は行政の方が頑張ってください」というよりは、皆さんそれぞれが地域福祉を推進する団体や様々な公的な機関の立場から参画しているので、普及啓発一つをとっても、要は、皆さんと行政とで一緒になって、いろんな分野でそれぞれがそれぞれの役割を担って、プランにある、共にささえあい生きる社会の実現を目指すことで、単に計画があるだけではなく、中身が充実したものになると思う。

(村井会長)私自身の進行で委員の皆さんから意見が出ておらず申し訳ない。おそらく各論では、委員一人一人の知識、見識、ご意見等をより引き出すことができるようになると思う。今日の段階でも、意見や質問をしたかったという方がいたかもしれない。本当は一人ずつ最後にご意見をいただくっていう方法もあるかとは思うが、限られた時間の中でそれは難しいので、今回は事務局へ意見をお寄せいただくという形で進めてさせていただいた。次回は少しでも皆さんの意見を引き出すために、時々やや強制指名をさせていただくことがあるかと思うが、その際は笑顔で何かご意見等をいただければありがたい。

6 閉会

以上

相模原市障害者施策推進協議会 委員名簿

	氏	名	所属等	備	考	出欠席
1	淺沼	一也	特定非営利活動法人神奈川県難病団体連絡協議会			出席
2	飯窪	美紀子	神奈川県立相模原支援学校			出席
3	五十崖	嵐 舞子	公募委員			出席
4	石井	弘子	一般社団法人相模原市手をつなぐ育成会			出席
5	今井	康雅	相模原市障害福祉事業所協会	職務	代理者	出席
6	大滝	英史	公募委員			出席
7	片岡	加代子	相模原市精神保健福祉家族会みどり会			欠席
8	金澤	信義	公募委員			出席
9	木村	古津恵	相模原市聴覚障害者協会			出席
10	小林	輝明	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会			出席
11	宍戸	真記子	一般社団法人相模原市手をつなぐ育成会			出席
12	須賀	和也	相模原市精神障がい者仲間の会(あしたば会)			出席
13	鈴木	泰明	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団			出席
14	高橋	滋子	相模原市視覚障害者協会			出席
15	堤	道子	相模原市民生委員児童委員協議会			出席
16	原田	克也	一般社団法人相模原市医師会			出席
17	村井	祐一	田園調布学園大学	会	長	出席
18	森谷	郁美	相模原公共職業安定所			出席
19	安永	佳代	神奈川県弁護士会			出席
20	古 原	君子	相模原市肢体障害者協会			出席